

高齢者支援課
障害者福祉課

議案第77号

港区立高齢者集合住宅条例等の一部を改正する条例について

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正を踏まえ、入居資格を認める者の範囲を拡大するため、港区立高齢者集合住宅条例、港区立ケアハウス条例及び港区立障害者住宅条例の一部を改正します。

1 経緯

東京都は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を改正し、令和4年11月1日から、東京都パートナーシップ宣誓制度の運用を開始します。これに当たり、区と東京都は、みなとマリアーージュ制度と東京都パートナーシップ宣誓制度の相互活用（以下「相互活用」といいます。）に係る連携協定の締結を予定しており、多様な性の理解促進に係る取組の拡大に向け、調整を進めています。

このことを踏まえ、高齢者集合住宅、ケアハウス及び障害者住宅を利用できる者の範囲に、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用者を加え、相互活用を図ります。

2 改正内容

(1) 港区立高齢者集合住宅条例

利用できる者の範囲に、配偶者における婚姻の予約者及び東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を本人とともに受けた60歳以上の者（証明を受けようとする者も含む。）等を加えます。

(2) 港区立ケアハウス条例

利用できる者の範囲に、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けた者（証明を受けようとする者も含む。）等を加えます。

(3) 港区立障害者住宅条例

使用者の資格に、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者（証明を受けようとする者も含む。）等を加えます。

3 施行期日

令和4年11月1日

港区立高齢者集合住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第三条 高齢者住宅を利用できる者の範囲は、次に掲げる要件を備える六十五歳以上の者とする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 現に同居し、又は同居しようとする二人世帯で、六十歳以上の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)、六十五歳以上の親族又は本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアーレジユ制度を利用する六十歳以上の者(本人とともに当該みなとマリアーレジユ制度を利用しようとする者を含む。)(若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた六十歳以上の者(本人とともに当該東京都パートナー</p>	<p>(前略)</p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第三条 高齢者住宅を利用できる者の範囲は、次に掲げる要件を備える六十五歳以上の者とする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 現に同居し、又は同居しようとする二人世帯で、六十歳以上の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、六十五歳以上の親族又は本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアーレジユ制度を利用する六十歳以上の者があること。</p>

ーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。）が
あること。

二〇六 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

二〇六 (略)

(後略)

港区立ケアハウス条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 二人用居室を利用できる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>一 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合又は婚姻の予約関係にある場合を含む。以下同じ。）又は港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度をともに利用する者（当該みなとマリアーージュ制度をともに利用しようとする者を含む。以下「みなとマリアーージュ制度利用者」という。）若しくはは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けた者（当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者」という。）であって、ともに利</p>	<p>(前略)</p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 二人用居室を利用できる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>一 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合又は婚姻の予約関係にある場合を含む。以下同じ。）又は港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度をともに利用する者（以下「みなとマリアーージュ制度利用者」という。）であって、ともに利用しようとする者であること。</p>

用しようとする者であること。

二 夫婦の一方又はみなとマリアージュ制度利用者の一方若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者の一方が前項各号の要件を備える者であり、他の一方が五十五歳以上の者であつて、同項第三号から第五号までの要件を備えるものであること。

(後略)

付則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

二 夫婦の一方又はみなとマリアージュ制度利用者の一方が前項各号の要件を備える者であり、他の一方が五十五歳以上の者であつて、同項第三号から第五号までの要件を備えるものであること。

(後略)

港区立障害者住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 世帯用及び世帯用(車椅子対応)の障害者住宅を使用することができる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童(以下「里子」という。) 本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する者(本人とともに当該みなとマリアージュ制度を利用しようとする者を含む。以下「みなとマリアージュ制度の相手方」という。) 又は本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を</p>	<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 世帯用及び世帯用(車椅子対応)の障害者住宅を使用することができる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童(以下「里子」という。) 又は本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する者(以下「みなとマリアージュ制度の相手方」という。)を有し、当該使用することができる者、当該親族のうち一人以上の者、当該里子のうち一人以上の者又は当該みなとマリアージュ制度の相手方が、前項各号(同項第三号を除く。)の要件を満たす者でなければならぬ。この場合において、世帯は自立して日常生活を営むこと</p>

受けた者（本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」という。）を有し、当該使用することのできる者、当該親族のうち一人以上の者、当該里子のうち一人以上の者、当該みなとマリアーージュ制度の相手方又は当該東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方が、前項各号（同項第三号を除く。）の要件を満たす者でなければならぬ。この場合において、世帯は自立して日常生活を営むことができなければならない。

3・4 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

ができなければならない。

3・4 (略)

(後略)